

# 現場Gメンによる 現場の課題感の共有

1. **トラック・物流Gメンによる是正指導とは？**
2. **中部運輸局の是正指導状況（令和8年3月末時点 累計）**
3. **令和7年度 中部運輸局の取組について（情報収集）**
4. **令和7年度「集中監視月間」の取組について**
5. **中部運輸局独自の取組**
6. **Gメン活動をする中で感じている課題感の共有**

- ▶ トラック・物流Gメンは、『違反原因行為』をしている疑いのある荷主・元請事業者対して是正指導を行っている
- ▶ 『違反原因行為』とは、トラック運送事業者が法令に違反する原因となるおそれのある荷主・元請事業者の行為である

## 恒常的に長い荷待ち時間



荷主都合による長時間の荷待ちは、過労運転防止義務違反を招くおそれ

## 無理な到着時間の設定



無理な配送到着時間の設定は、過労運転防止義務違反を招くおそれ  
(最高速度違反を招くおそれ)

## 過積載になるような依頼



過積載になることを知りながら  
指示又は容認することは、過積載運行を招くおそれ

- ▶ トラック運送事業者が法令を遵守して業務を遂行することができるように荷主が配慮することが重要であり、トラック・物流Gメンはその重要性の理解を得るために必要な措置を講ずることができる



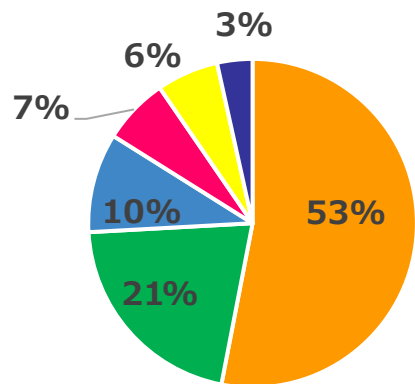
## 2. 中部運輸局の是正指導状況 (令和8年3月末時点 累計)

- 中部運輸局は、愛知、静岡、岐阜、三重、福井の5県を管轄している
- 管内の特徴としては愛知県を中心に製造業が盛んな地域であり、各自動車メーカーの本社や工場なども多く点在しており、自動車関連の輸送も多い
- また、関東圏と関西圏をつなぐ東名高速道路、新東名高速道路等が縦断しており、高速道路沿線には中継地としての物流センターなども数多くあり

### <「働きかけ」及び「要請」の実施状況>

対応内容	荷主等の数	内訳
要請	19	荷主9・元請8・その他2
働きかけ	377	荷主278・元請75・その他24

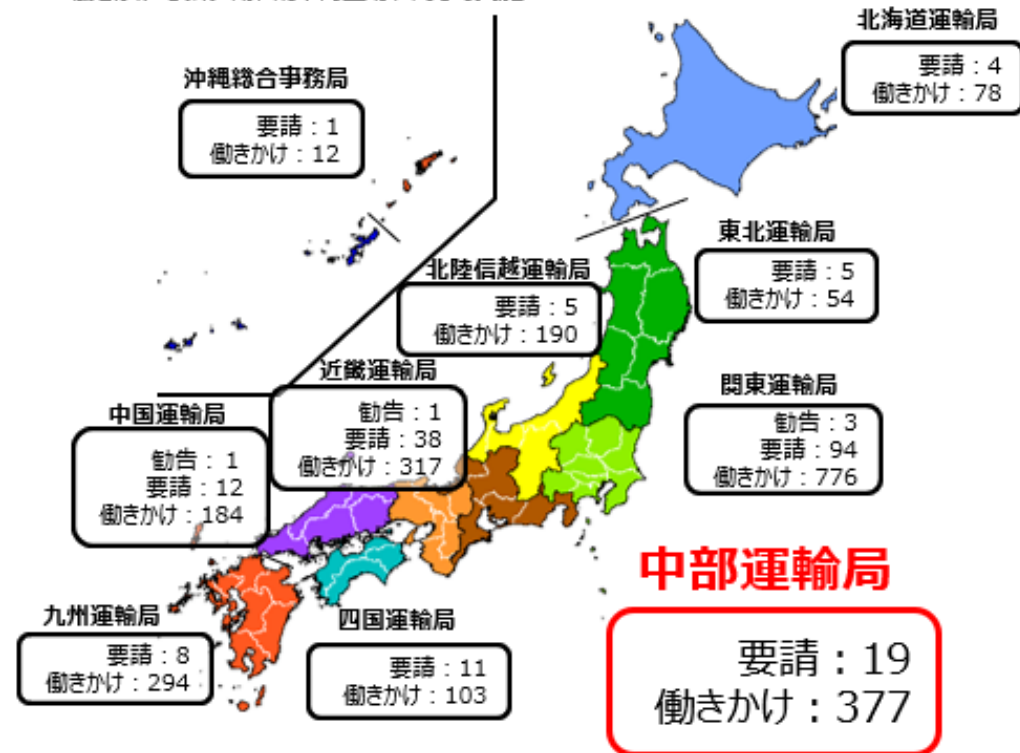
### 「中部運輸局管内」における是正指導実施件数の違反原因行為の内訳(令和8年3月末時点)



- 長時間の荷待ち
- 運賃・料金の不当な据置き
- 異常気象時の運行指示
- 契約になかった附帯業務
- 過積載運行の要求
- 無理な運送依頼

### <ブロック別実施状況>

※ 働きかけ・要請・勧告は、荷主等に対して実施



➤ Gメンによる情報収集は、主に目安箱、街頭活動、運送会社への訪問により実施している

## ①トラックドライバーへの聴き取り調査実績

地域	日程	場所	ドライバー聴き取り人数	違反原因行為件数
愛知	令和7年10月8日	名古屋トラックステーション	29人	2件
静岡	令和7年10月16日	道の駅「掛川」	39人	0件
岐阜	令和7年5月8日、10月14日	養老SA、道の駅「月見の里南濃」、「クレール平田」	57人	8件
三重	令和7年10月15日、10月22日	亀山トラックステーション、道の駅「いが」	81人	5件
福井	令和7年7月31日、10月9日	道の駅「みくに」、「越前おおの荒島の郷」	19人	0件



・上記の他、令和7年10月10日に石川県内において、**中部運輸局**（福井運輸支局を含む）、**北陸信越運輸局**（石川・富山運輸支局を含む）、**適正化実施機関**（福井・石川県Gメン調査員）、**公正取引委員会中部事務所**が合同でGメン活動を実施  
 ・石川県小松市周辺にて荷主企業15社を訪問し、物流問題等に対する啓発活動を実施するとともに、尼御前SAにおいてドライバーへの聴き取り調査を実施  
 ⇒54人に対して聴き取りを実施、複数の違反原因行為の情報あり



## ② 運送事業者営業所への訪問実績

・適正化実施機関などとも連携し、運送会社の経営層（代表取締役、運行管理者など）からの違反原因行為の収集を目的として、運送事業者営業所への訪問によるプッシュ型情報の収集を試行的に実施

地域	日程	営業所訪問数
愛知	令和8年1月21日、2月9日、3月16日	9社
静岡	令和7年12月9日、令和8年1月28日	5社
岐阜	令和7年12月15日、令和8年2月26日	10社
三重	令和8年1月20日	4社



## 4. 令和7年度「集中監視月間」の取組について（2）

- 集中監視月間中には、高速道路のSA・PA、トラックステーション、道の駅などでトラックドライバーに対して積込先等で聴き取りを実施した

### 【愛知県】

- 日 時 令和7年10月8日（水）13時30分～15時30分
- 場 所 **名古屋トラックステーション**
- 実施者 中部運輸局 6名（貨物課 3名、愛知運輸支局 3名）  
愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関 3名  
公正取引委員会事務総局中部事務所 2名
- 実施概要 トラックドライバー29名に聴き取りを行うとともに取適法を周知  
一部から荷主等による違反原因行為（長時間の荷待ち）の情報を収集



（令和7年10月8日 名古屋TS）

### 【岐阜県】

- 日 時 令和7年10月14日（火）11時30分～12時30分、14時30分～15時30分
- 場 所 **道の駅「月見の里南濃」、「クレール平田」**
- 実施者 中部運輸局 5名（貨物課 2名、岐阜運輸支局 3名）  
岐阜県貨物自動車運送適正化事業実施機関 1名  
公正取引委員会事務総局中部事務所 2名
- 実施概要 トラックドライバー33名に聴き取りを行うとともに取適法を周知  
一部から荷主等による違反原因行為（長時間の荷待ち等）の情報を収集



（令和7年10月14日 月見の里南濃）

### 【三重県】

- 日 時 令和7年10月15日（水）11時00分～13時00分
- 場 所 **亀山トラックステーション**
- 実施者 中部運輸局 4名（貨物課 2名、三重運輸支局 2名）  
三重県貨物自動車運送適正化事業実施機関 2名  
公正取引委員会事務総局中部事務所 2名
- 実施概要 トラックドライバー50名に聴き取りを行うとともに取適法を周知  
一部から荷主等による違反原因行為（長時間の荷待ち等）の情報を収集



（令和7年10月15日 亀山TS）

## 5. 中部運輸局の取組（1）（3月に管内5県で一斉荷主パトロール）

### ▼管内同日一斉荷主訪問（荷主パトロール）の概要

- 日 時 令和8年3月5日（木）10時00分～16時00分
- 場 所 愛知県豊橋市、静岡県静岡市周辺、岐阜県岐阜市周辺、三重県四日市市、福井県福井市（管内5県）
- 実施者 中部運輸局トラック・物流Gメン 8名  
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関Gメン調査員 8名  
労働局・労働基準監督署 3名（三重、福井）
- 実施概要 中部運輸局管内5県（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県）において同日に関係機関と連携して食料品業界をはじめとした荷主等45社を訪問  
物流改正法の啓発に加え、運送契約の書面化、標準的な運賃への理解、トラック・物流Gメンの活動等について周知を行うとともに、違反原因行為の未然防止に係る啓発を実施  
また、一部の荷主等においては物流の現状やトラック・物流Gメンによる働きかけ後の取組状況等についてヒアリングを行い、物流効率化及び取引適正化への理解と協力を求めた

### ▼荷主パトロールの様子（荷主等の物流担当者への周知啓発の様子）



▶ 県内事業者から、「書面化やサーチャージについて荷主側の理解が十分でない」「遠慮なくトイレを利用したい」との声が寄せられたことを受け、福井県トラック協会のGメン調査員と連携し、荷主向けの周知チラシを作成しました。本チラシは、サーチャージや運賃交渉等の場面での活用に加え、トラック・物流Gメンによる荷主訪問時での活用も期待されます。

荷主企業の皆様へ ~ 運送事業者と未永くお付き合いいただくために ~

## 「取適法」をご存じですか？

令和8年1月に「下請法<sup>※1</sup>」が「取適法<sup>※2</sup>」に改正され、荷主企業の皆様から運送事業者への委託業務(特定運送委託)が新たに規制の対象となりました。御社の取引が本法に対応しているか、今一度ご確認くださいませようお願いします。

### ① 取適法の対象かどうか確認しましょう

※1 下請代金支払遅延等防止法 ※2 中小受託取引適正化法

業種別	資本金3億円超	資本金3億円以下(個人含む)
業種別	資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下(個人含む)
業種別	常時使用する従業員300人超	常時使用する従業員300人以下(個人含む)

いずれかの基準に該当すれば対象

### ② 荷主企業に課される義務と禁止行為を確認しましょう

自社の事業のために行う物品の運送(例:自社で販売する物品の販売先への運送)を、運送事業者(個人含む)に委託する取引を行う場合、4つの義務と11の禁止事項に注意する必要があります。

4つの義務	11の禁止事項
01 発注内容等の明示義務 <small>書面又は電子メール等で明示する義務があります。</small>	01 受領拒否
02 書類の作成・保存義務	02 支払遅延(手形払の禁止) <small>業務終了後60日以内に、代金を全額支払う必要があります。</small>
03 支払期日を定める義務	03 減額
04 遅延利息の支払義務	04 返品
	05 買いたたき
	06 購入・利用強制
	07 報復措置
	08 有償支給原材料等の早期決済
	09 不当な経済上の利益の提供要請 <small>倉庫内での荷役作業や長時間の荷待ちなどを無償で行わせてはいけません。</small>
	10 不当な給付内容の変更・やり直し
	11 協議に応じない一方的な代金決定 <small>適正運賃への見直しや、燃料サーチャージ御購入への協議に応じる必要があります。</small>

違反した場合は、トラック・物流Gメンによる是正指導のほか、公正取引委員会による公表を伴う勧告の対象となる可能性があります。



荷主の皆様へ

## トラックドライバーに 施設内トイレを 使用させて下さい!

トラックの駐車スペースの確保が難しいため、トラックドライバーが使用できるトイレが少なく困っています。トイレの我慢は健康被害リスク、そして集中力低下による交通事故発生リスクを高めます。

ご協力をお願いいたします。



### トラックドライバーのお約束

- 指定された以外の場所には立ち入りません
- 清潔に使用いたします
- 貴社のルールに従って施設内トイレを使用いたします



「施設内トイレ利用チラシ」は(一社)東京都トラック協会様にて作成されたオリジナルデータを活用し、同協会ご承諾のもと作成したものです

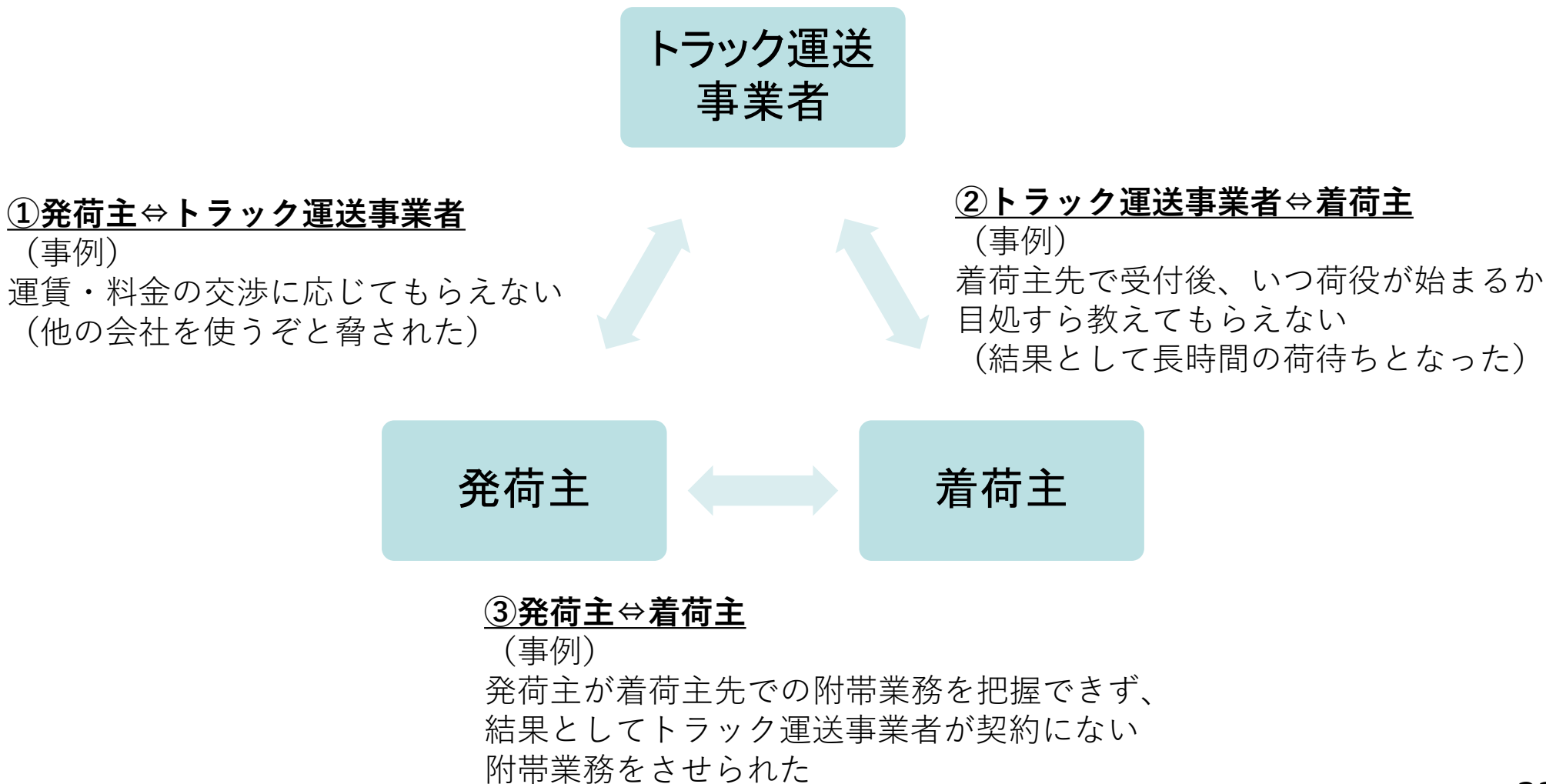
チラシダウンロードは福井県トラック協会のホームページから↓



チラシダウンロードは福井県トラック協会のホームページから↓



- 発荷主、着荷主、トラック運送事業者の間でのコミュニケーション不足（コミュニケーションが取れないこと）が様々な違反原因行為の要因となっているのではないか？



**違反原因行為**とは、トラック運送事業者が関係法令に違反する原因となるおそれのある行為

## 長時間の荷待ち



### 【長時間の荷待ちに関する情報提供概略】

- 集荷に行くと3時間以上待たされて、長時間労働となり家に帰れない
- 現場の積み作業員の不足で長時間待たされる
- 荷卸しの順番待ちをしていたところ、遅く来たトラックが優先された
- 荷卸しがいつ始まるのか案内がなく、待機時間の目処が立たない

### 【長時間の荷待ち発生の要因】

- 積み、積卸しバースが物量に対して不足している
- トラックへの積み、積卸しを構内作業員が行う場合、作業員の絶対数が不足している
- トラックの積み、積卸しが特定の時間（朝一）に集中して、荷役の平準化が図れない
- 荷主からの荷物準備までのリードタイムが極端に短く、荷物の準備に時間がかかる

**違反原因行為**とは、トラック運送事業者が関係法令に違反する原因となるおそれのある行為

## 契約にない附帯業務



### 【契約にない附帯業務に関する情報提供概略】

- 構内リフト作業員が不足しているとの理由で、契約にないリフト作業を強要される
- 荷卸し後に、2時間から3時間かかる積み荷の仕分け、ラベル貼りを強いられる

## 運賃・料金の不当な据置き



### 【運賃・料金の不当な据置きに関する情報提供概略】

- 運賃・料金交渉を申し出たにもかかわらず、理由もなく全く応じてもらえない
- 運賃・料金の交渉時に、一方的に運賃・料金の水準を決定され、かつ詳しい説明を求めたのにも関わらず説明を拒まれた

**違反原因行為**とは、トラック運送事業者が関係法令に違反する原因となるおそれのある行為

## 過積載運送の指示・容認



### 【過積載運送に関する情報提供概略】

- 荷台の天井まで、物理的に積めるところまで荷物を積みされる

## 異常気象時の運送依頼



### 【異常気象時に関する情報提供概略】

- 大雨、大雪警報などが出ているにもかかわらず、運送を強要された
- 大雨、大雪警報などが出ており、運送停止を申し出たが聞き入れてもらえなかった

**違反原因行為**とは、トラック運送事業者が関係法令に違反する原因となるおそれのある行為

## 無理な運送依頼



### 【無理な運送依頼に関する情報提供概略】

- 設定されている到着時間を守ろうとすると、4時間ごとの休息が取れない（トイレすら行けない）
- 当初設定されている運行計画であれば問題ないが、構内作業が遅れて荷物の準備に時間がかかると、到着時間が変更されない限り、速度超過をしないと間に合わなくなる

令和6年4月から適用されています。

### トラック運転者の「改善基準告示」

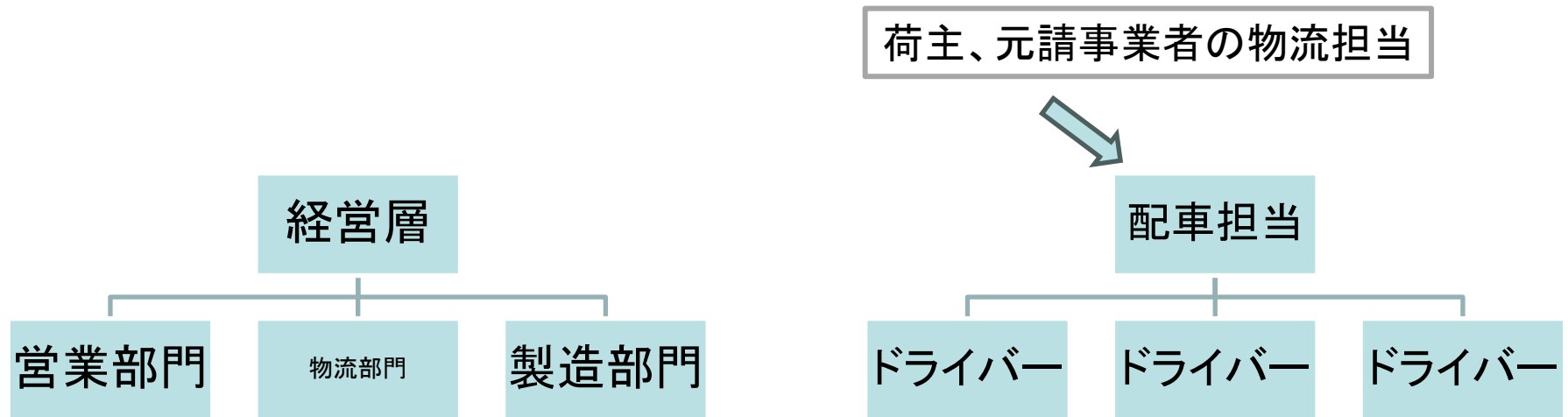
1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】 労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり） 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内（年6か月まで） ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安）	【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 <sup>(1)(2)</sup> 、16時間まで延長可（週2回まで） ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の休息期間	連続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない	【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 <sup>(1)(2)</sup> 、連続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に連続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上） 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない	【例外】 SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可

**連続運転時間**

**4時間以内**  
 運転の中断時には、原則として休憩を与える（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上）  
 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない

【例外】 SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可

- ① 荷主企業内でコミュニケーションが上手くいかない？
- ② 荷主、元請事業者の物流担当者からトラック運送事業者の配車担当、トラック運送事業者の配車担当からドライバーまでに正確な情報が伝わらない？



(よくある声)

- 物流部門から物流改善を提案しても、営業部門、製造部門の声が社内で強く、改善案が進まない

(よくある声)

- 配車担当からドライバーに対して『○○センター』に行ってくれしか情報がない
- ドライバーは配車担当から、『集荷先に行ってそこの指示に従ってほしい』としか言われてない  
(事前に附帯作業の有無も分からない)

- 荷主企業内で物流に関するコミュニケーションについて、物流効率化法における「CLO取り組み事例集」には、CLOにより「部門間をつなぐ」、「連携を促す」ことにより社内対話を行うことが「新任CLOのための実践ポイント」とされている

## 観点B 対話・外交

Point 可視化されたデータを基に、社内・社外と対話を行う

## 社内対話

## ● 部門間をつなぐ・連携を促す

「物流の話」を物流部門だけの問題ではなく、全社の事業課題として扱い、「事業運営の話」にする。  
調達・製造・営業に同じ資料を見せ、物流を欠品・売上・在庫・品質と絡めて議論する。

- (例)
- 各部門との共通資料
    - ・現状の物流コスト構造
    - ・リードタイム・在庫回転率
    - ・欠品・遅延の発生率
    - ・品質KPI (損出荷・破損率)
    - ・改善テーマ
  - 対話のポイント
    - 調達：発注ロット・納品リードタイム・パレット化
    - 製造：生産計画・出荷波動や荷姿の平準化、パレタイズに最適な商品規格の検討
    - 営業：受注締め時刻、納品時間指定、返品処理ルール、リードタイム確保
  - 分科会の運営 (月1回/各部門)
    - テーマに合わせた分科会の設定 等

## 社外対話

## ● 物流事業者・取引先・納品先と連携

委託先の物流事業者、発荷主、着荷主との継続的な対話のため、定例会を設定する  
定例会では、改善指標を設定し、課題の早期発見・対応を目指す。

- (例)
- 物流事業者との定例会
    - ・荷待ち/荷役等時間の分析
    - ・パース運用の状況
    - ・積載効率向上に向けた取組
    - ・安全/品質の課題共有 等
  - 発荷主/着荷主との対話
    - ・リードタイム
    - ・納品時間の調整 (時間分散)
    - ・ユニットロード化の状況
    - ・検品の効率化 等

## 外交

## ● 企業の枠を超え、同業他社・異業種と接点を作り、連携を加速させる

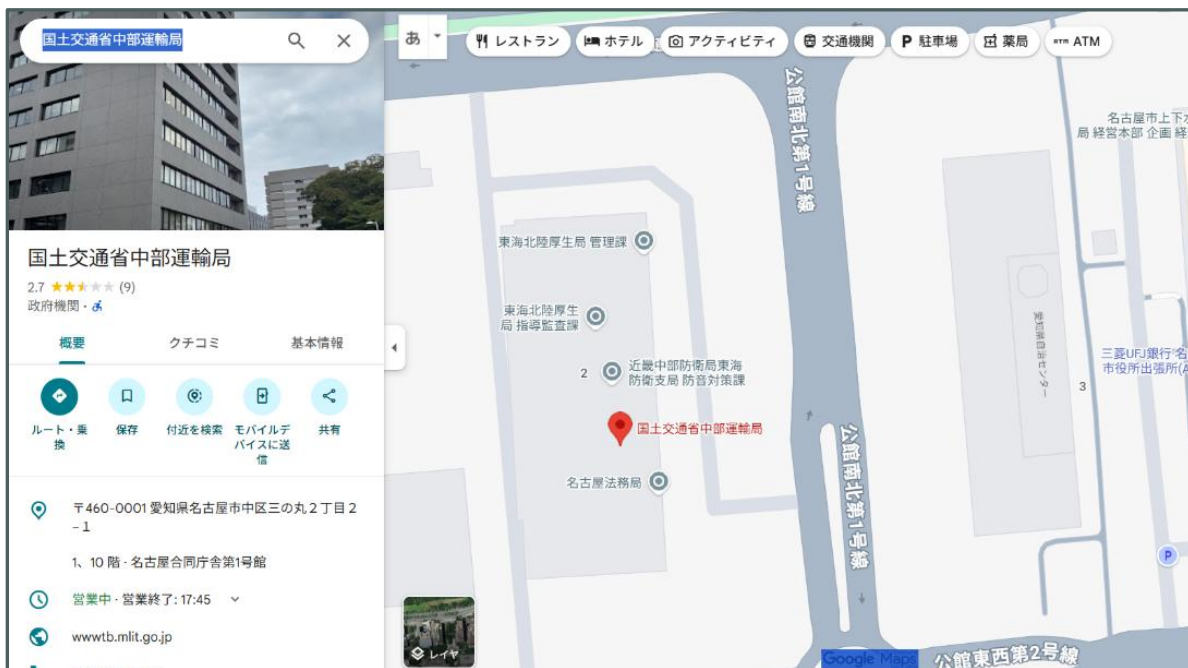
同業他社・異業種との交流を通じて、自社だけでは解決できない物流課題(共同化・標準化・平準化など)について意思決定者間の関係性を強化し、協業の成立条件と具体テーマを探索・形成する。

- (例)
- 交流：単なる名刺交換ではなく、「一緒にできるテーマ」を探す活動
  - 糸口：最初の一步 (例：エリア・車建て・温度帯・波動・荷姿が合う相手を見つける)
  - 外交：経営層同士で「やる前提」を作る

できるところから、一歩ずつ進めていきましょう

- ✓ 「物流の話」を物流部門だけの問題ではなく、全社の事業課題として扱い、「事業運営の話」にする。
- ✓ 調達・製造・営業に同じ資料を見せ、物流を欠品・売上・在庫・品質と絡めて議論する

- ドライバーに運送に関わる正確な情報が伝わっていないと、発荷主先、着荷主先でトラブルの原因となることが多い (= 契約にない付帯業務)



- プッシュ型情報収集の中で、複数のドライバーから配送先のGoogleの口コミを参考にして配送しているとの情報があり



- ✓ 付帯業務を含めてドライバーが必要としている情報が伝わっていないのでは？